

教職課程履修規程

運営委員会

平成23年3月2日制定

(目的)

第1条 この規程は、教育職員免許法並びに愛知東邦大学学則（以下「学則」という。）第12条の2に基づき、教職課程に関し必要な事項を定める。

(免許状の種類と免許教科)

第2条 愛知東邦大学（以下「本学」という。）で取得できる免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

経営学部	地域ビジネス学科	高等学校教諭一種免許状	商業
人間学部	人間健康学科	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	保健体育
教育学部	子ども発達学科	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	

(免許状授与の所要資格)

第3条 免許状は、教育職員免許法が規定する基礎資格を有し、必要単位数を修得した者に授与される。

2 本学における基礎資格及び必要単位数は、次のとおりとする。

所要資格 免許状の種類	基礎資格	本学における最低必要単位数						
		日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	情報機器の操作	教科に関する科目	教職に関する科目	教科または教職に関する科目
高等学校一種免許状 (商業)	学士の学位を有すること	2	2	2	2	30	28	2
高等学校一種免許状 (保健体育)	学士の学位を有すること	2	2	2	2	32	32	2
中学校一種免許状 (保健体育)	学士の学位を有すること	2	2	2	2	32	36	4
幼稚園一種免許状	学士の学位を有すること	2	2	2	2	8	38	5

小学校 一種免許状	学士の学 位を有す ること	2	2	2	2	8	48	3
--------------	---------------------	---	---	---	---	---	----	---

3 前項に定める「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」は本学が開設している授業科目の単位であてることができる。

(教科に関する科目)

第4条 教科に関する科目及びその単位の修得方法は、別に定める。

(教職に関する科目)

第5条 教職に関する科目及びその単位の修得方法は、別に定める。

(教科または教職に関する科目)

第6条 教科または教職に関する科目及びその単位の修得方法は、別に定める。

(教職課程登録)

第7条 教職課程を履修しようとする者は、教職課程登録をしなければならない。

2 教職課程の登録にあたっては、授業料等納付規則に定める教職課程料を納入しなければならない。

3 教職課程料は、いったん納入した後は返還しない。

(履修手続)

第8条 教職課程の授業科目の履修手続きは、「全学履修規程」の定めるところによる。

(実習資格)

第9条 「教育実習」「介護等体験」を履修するにあたって必要な資格は、別に定める。

(科目等履修生)

第10条 この規程に定める科目は、科目等履修生規程により履修できるものとする。

(規程の準用)

第11条 教職課程の履修につき、この規程に定めのない事項については、学則並びに全学履修規程を準用する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営委員会の意見を聞いて学長が行う。

附則

1 この規程は、平成23年4月1日より施行する。

2 この規程の施行により、教授会制定の「教職課程履修規程」を廃止する。

3 平成23年度入学生については、第3条第2項の規定にかかわらず、以下の規定を適用する。

本学における基礎資格及び必要単位数は、次のとおりとする。

所要資格 免許状の種類	基礎資格	本学における最低必要単位数						
		日本国 憲法	体育	外国語コ ミュニケーション	情報機器 の操作	教科に関 する科目	教職に関 する科目	教科または 教職に関す る科目
高等学校 一種免許状 (商業)	学士の学 位を有す ること	2	2	2	2	20	28	11
高等学校 一種免許状 (保健体育)	学士の学 位を有す ること	2	2	2	2	人間27 経営26	32	人間0 経営1
中学校 一種免許状 (保健体育)	学士の学 位を有す ること	2	2	2	2	人間27 経営26	36	0
幼稚園 一種免許状	学士の学 位を有す ること	2	2	2	2	6	42	3

4 平成22年度及び平成21年度の入学生については、第3条第2項の規定にかかわらず、以下の規定を適用する。

本学における基礎資格及び必要単位数は、次のとおりとする。

所要資格 免許状の種類	基礎資格	本学における最低必要単位数						
		日本国 憲法	体育	外国語コ ミュニケーション	情報機器 の操作	教科に関 する科目	教職に関 する科目	教科または 教職に関す る科目
高等学校 一種免許状 (商業)	学士の学 位を有す ること	2	2	2	2	20	27	12
高等学校 一種免許状 (保健体育)	学士の学 位を有す ること	2	2	2	2	人間30 経営28	31	0
中学校 一種免許状 (保健体育)	学士の学 位を有す ること	2	2	2	2	人間30 経営28	35	0
幼稚園 一種免許状	学士の学 位を有す ること	2	2	2	2	7	40	6

5 この規程は改正（第3条、附則）により平成24年4月1日より施行する。

6 この規程は改正（第2条、第3条、第9条、第9条の2削除）により平成26年4月1日から施行する。

7 平成25年度以前入学生については、第2条の規定にかかわらず、以下の規定を適用する。

本学で取得できる免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

経営学部	地域ビジネス学科	高等学校教諭一種免許状	商業
		中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	保健体育
人間学部	人間健康学科	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	保健体育
	子ども発達学科	幼稚園教諭一種免許状	

8 平成24年度および平成25年度入学生については、第3条第2項の規定にかかわらず、以下の規定を適用する。

本学における基礎資格及び必要単位数は、次のとおりとする。

所要資格 免許状の種類	基礎資格	本学における最低必要単位数						
		日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	情報機器の操作	教科に関する科目	教職に関する科目	教科または教職に関する科目
高等学校一種免許状（商業）	学士の学位を有すること	2	2	2	2	20	28	11
高等学校一種免許状（保健体育）	学士の学位を有すること	2	2	2	2	人間31 経営26	32	人間0 経営1
中学校一種免許状（保健体育）	学士の学位を有すること	2	2	2	2	人間31 経営26	36	0
幼稚園一種免許状	学士の学位を有すること	2	2	2	2	6	42	3

9 この規程は改正（第2条、第3条）により平成26年4月1日から施行する。

10 この規程は改正（第12条）により平成27年4月1日から施行する。

11 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。